

鴨川府民会議傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

鴨川府民会議を傍聴される方は、会議の開催予定時刻の10分前までに受付を済ませ、事務局の指示に従って入場してください。

なお、酒気を帯びていると認められる方や、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方は入場していただくことはできません。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。
御不明な点は係員にお尋ねください。

- (2) 傍聴される方が以上のことを行なわぬ場合は、退場していただくことがあります。

- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び公開できない事項を緊急に取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とすることがあります。

4 その他

鴨川府民会議の議事の中で、傍聴者が意見等を述べることは、原則としてできません。鴨川府民会議についての御意見等は、河川課管理担当へ書面又は電子メールで提出してください。

◎ 意見提出先

郵送 〒602-8570 (住所不要)

電子メール kasen@pref.kyoto.lg.jp

ファックス 075-432-6312

いずれの場合も、あて先は「京都府河川課管理担当」とし、件名等のわかりやすい場所に「鴨川府民会議についての意見」と記載してください。

いただいた御意見は今後の参考とさせていただきますが、個々の意見には直接回答いたしかねますので御了承ください。